

町田市就学援助費支給要綱及び町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について

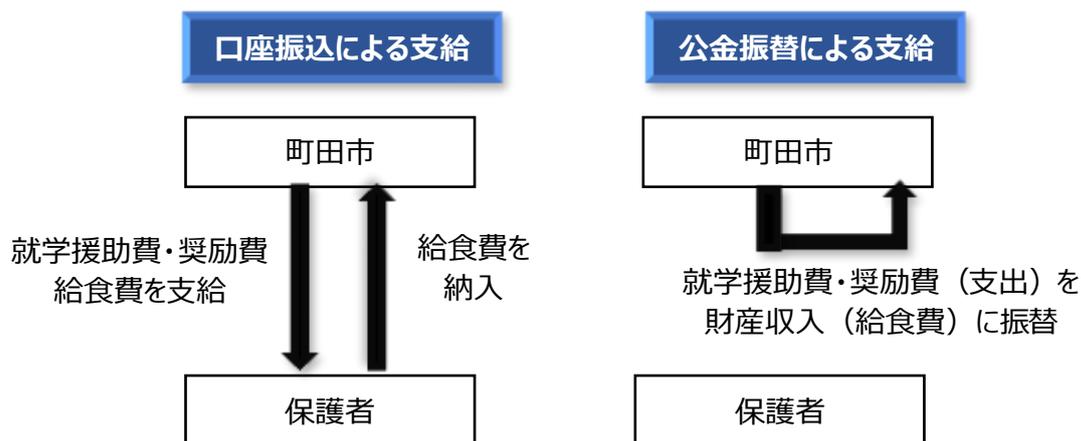
2024年6月に実施した就学援助費支給要綱及び就学奨励費支給要綱の一部改正についてご報告いたします。

## 1 改正内容

### (1) 中学校全員給食実施に伴う規定整備について

#### [援助改正要綱第7・奨励改正要綱第7関係]

就学援助費は、口座振込により支給することを原則としています。しかし、給食費や教材費等公会計化された費目については、就学援助費の支出を直接収入に振り替えること（公金振替処理）により支給を行っています。



現在中学校給食費において公会計化されているのは、武蔵岡中学校のみですが、2024年9月から順次、中学校の全員給食が始まることから、武蔵岡中学校以外の中学校についても、給食が始まり公会計化された時点で公金振替処理ができる旨の規定を加えます。

### (2) 体育実技用具費を賃借した場合の規定整備について

#### [援助改正要綱別表第2・奨励改正要綱別表第3関係]

体育実技用具費の支給額は、用具を購入した場合を前提に定めていますが、昨今、レンタルによる使用が増加しているため、レンタルによる場合の支給回数を年1回に定めるものです。

### (3) 入学準備金の支給額増額について

**[援助改正要綱別表第2及び附則2関係]**

国の予算単価の改定に準じて小学校の入学準備金の支給額を54,060円から57,060円に増額します。

2024年3月に小学校の入学準備金を入学前支給として受けた児童の保護者に対しては、2024年4月に認定となった場合に限り、現単価と改定後の単価との差額を7月末に支給します。

(4) 入学準備金返還の廃止について

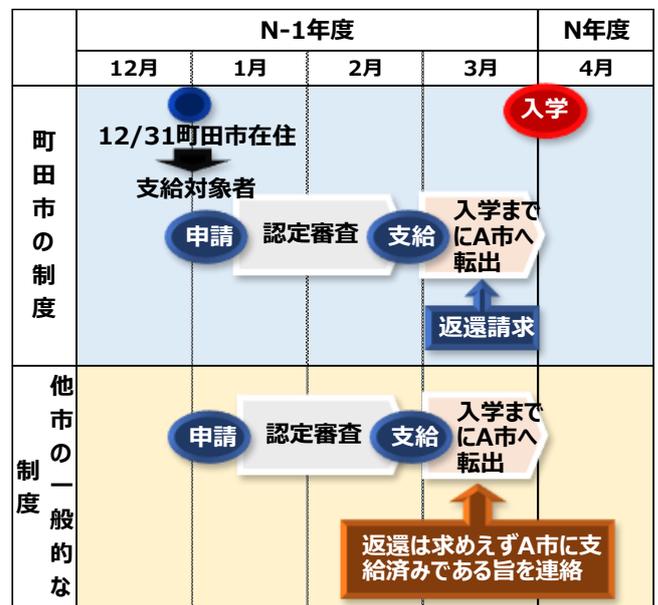
**[援助改正要綱第9関係]**

入学準備金の入学前支給については、12月31日現在に町田市に住所を有する方を対象に3月に支給を行っております。そして、就学前までに市外転出された方に対して、支給額の返還を請求しています。

しかし、入学前支給後に市外転出した場合、ほとんどの自治体では、返還は求めずに転出先の自治体に支給済の通知を送る対応をとっています。

多摩26市においても、返還を求めているのは町田市を含めて3市のみです。

就学援助制度は他の自治体、特に近隣の自治体とは同様の制度であることが望ましく、また、二重支給については、転出先の自治体へ通知を行うことで防げることから、返還請求を廃止いたします。



○入学準備金の返還を求めた件数

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3人	2人	1人	0人	2人	7人	1人

(5) 就学奨励費の支給に係る認定基準に関する規定整備について

**[奨励改正要綱別表第1関係]**

就学奨励費の認定区分の決定審査にあたり、必要となる世帯の収入額の算定及び需要額の測定は、国が定める基準に沿って行っており、需要額については、生活保護基準の額を測定することとしています。

これまで、測定する生活保護基準の時点は、生活保護基準の見直しの影響が就学奨励費の認定に及ばないよう、平成24年12月末日現在（第68次）の生活保護基準によることとされてきました。

しかし、令和5年10月からの生活保護基準の見直し（第79次）においては、全体的には現行の基準額よりも増額となるため、国は新しい生活保護基準に連動するよう就学奨励費の基準を改めました。

改正後の国の基準で測定を行うためには、学務システムの改修が必要となりますが、学務システムは、現在の国が進めている自治体システムの標準化・共通化を2025年度に予定しています。

現時点でシステムを改修することは困難であることから、町田市においては、引き続き現行の第68次の生活保護基準に基づき需要額の測定を行うこととします。

そのため、需要額の測定については、国基準の例によると定めていたものを、今般の改正前（令和5年3月29日付け）の国基準の例によることと改めるものです。

国基準への対応については、学務システム標準化のタイミングで行うこととします。

○改定を行った場合と行わなかった場合の認定者数の影響

就学奨励認定区分	改定を行わなかった場合	改定を行った場合
I 段階準要保護	287人	281人
II 段階	292人	297人
III 段階	69人	70人

町田市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学援助費支給要綱（2000年4月1日施行）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第7 援助費の支給方法</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、支給認定者が納付すべき次に掲げる費用（第1号及び第2号にあっては、町田市立学校の学校教材費等徴収規則（令和4年11月町田市規則第78号）第2条第2号に規定する学校教材費等に該当するものに限る。以下この項において同じ。）については、当該費用に係る援助費から当該費用に相当する額を公金振替により当該費用に充てることができる。この場合において、当該公金振替が行われたときは、支給認定者に対し援助費の支給があったものとみなす。</u></p> <p>(1) 町田市立中学校に就学している学齢生徒の体育実技用具費</p> <p>(2) 町田市立学校に就学している学齢児童及び学齢生徒の卒業アルバム代等</p> <p>(3) 町田市立小学校に就学している学齢児童及び<u>町田市立学校の学校給食費等に関する規則（令和元年9月町田市規則第17号）第2条の2に規定する中学校</u>に就学している学齢生徒の給食費</p> <p>3・4 略</p>	<p>第7 援助費の支給方法</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる援助費の支給方法は、教育長が別に定める。</u></p> <p>(1) 町田市立中学校に就学している学齢生徒の体育実技用具費<u>に係る援助費</u></p> <p>(2) 町田市立学校に就学している学齢児童及び学齢生徒の卒業アルバム代等<u>に係る援助費</u></p> <p>(3) 町田市立小学校に就学している学齢児童及び<u>町田市立武蔵岡中学校</u>に就学している学齢生徒の給食費<u>に係る援助費</u></p> <p>3・4 略</p>
<p>第9 支給認定の取消し</p> <p>1 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給</p>	<p>第9 支給認定の取消し</p> <p>1 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給</p>

認定を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 支給対象者の要件に該当しなくなったとき。

(3) 略

2 略

別表第2 (第5関係)

支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考
略	略	略	略
体育実技用具費	中学校全学年	実支出額	(1) 別に定める額を限度とする。 (2) 体育実技用具を購入する場合にあっては生徒

認定を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 支給対象者の要件に該当しなくなったとき (次号に該当するときを除く。)。

(3) 準要保護者であつて、第3第4号に該当する支給対象者が入学準備金の支給認定を受けた後、当該支給認定に係る就学予定者が就学前に市内に住所又は居所を有しなくなったとき (当該就学予定者が住所又は居所を有することとなった他の地方公共団体において、当該支給対象者が申請することができる入学準備金その他これに相当する費目に係る援助費を支給する制度がある場合に限る。)。

(4) 略

2 略

別表第2 (第5関係)

支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考
略	略	略	略
体育実技用具費	中学校全学年	実支出額	別に定める額を限度とし、原則として生徒1人につき1回に限る。

1 人につ  
つき 1  
回、賃  
借する  
場合に  
あつて  
は同一  
年度に  
おいて  
生徒 1  
人につ  
つき 1 回  
を限度  
とす  
る。た  
だし、  
転校に  
より新  
たに体  
育実技  
用具が  
必要と  
なった  
場 合  
は、こ  
の限り  
で な  
い。

略	略	略	略
入 学 準 備 金	小学校 の就学 予定者 又は小 学校第 1 学年	<u>5 7 , 0</u> <u>6 0 円</u>	
	略	略	略

略	略	略	略
入 学 準 備 金	小学校 の就学 予定者 又は小 学校第 1 学年	<u>5 4 , 0</u> <u>6 0 円</u>	
	略	略	略
校 外 活 動 費	小学校 及び中 学校全 学年	実支出額	第 3 第 2 号 に該当する ものにあつ ては、別に

校外活動費	小学校及び中学校全学年	実支出額	第3第2号又は第3号に該当するものにあつては、別に定める額を限度とする。
移動教室及び修学旅行費	小学校及び中学校全学年（第3第2号に該当するものにあつては、小学校第5学年及び第6学年並びに中学校全学年）	実支出額	（1）第3第2号又は第3号に該当するものにあつては、別に定める額を限度とする。 （2） <u>同一年度において</u> 1回を限度とする。ただし、転校した場合は、この限りでない。
略	略	略	略

			定める額を限度とする。
移動教室及び修学旅行費	小学校及び中学校全学年（第3第2号に該当するものにあつては、小学校第5学年及び第6学年並びに中学校全学年）	実支出額	（1）第3第2号に該当するものにあつては、別に定める額を限度とする。  （2） <u>1年につき</u> 1回を限度とする。ただし、転校した場合は、この限りでない。
略	略	略	略

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、2024年6月28日から施行し、改正後の別表第2入学準備金の部小学校の就学予定者又は小学校第1学年の項の規定は、同年4月1日から適用する。ただし、第7第2項第3号の改正規定(「に係る援助費」を削る部分を除く。)は、同年9月1日から施行する。

(2024年度における入学準備金に係る特例措置)

- 2 この要綱による改正前の町田市就学援助費支給要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により旧要綱第3第4号に該当して2023年度中に入学準備金(小学校の就学予定者に係るものに限る。)の支給を受けた者が、2024年4月1日時点において、準要保護者であって、旧要綱第3第1号及び第2号のいずれかに該当するものとして、旧要綱第6の規定による支給認定を受けたときは、当該認定を受けた者に対し、旧要綱別表第2入学準備金の部小学校の就学予定者又は小学校第1学年の項に規定する額とこの要綱による改正後の別表第2入学準備金の部小学校の就学予定者又は小学校第1学年の項に規定する額との差額に相当する額を支給するものとする。

町田市就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱  
 町田市就学奨励費支給要綱（2000年4月1日施行）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第7 奨励費の支給方法</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、支給認定者が納付すべき次に掲げる費用（第1号及び第2号にあっては、町田市立学校の学校教材費等徴収規則（令和4年11月町田市規則第78号）第2条第2号に規定する学校教材費等に該当するものに限る。以下この項において同じ。）については、当該費用に係る奨励費から当該費用に相当する額を公金振替により当該費用に充てることができる。この場合において、当該公金振替が行われたときは、支給認定者に対し奨励費の支給があったものとみなす。</u></p> <p>(1) 町田市立中学校に就学している生徒の体育実技用具費</p> <p>(2) 町田市立学校に就学している児童及び生徒の卒業アルバム代等</p> <p>(3) 町田市立小学校に就学している児童及び<u>町田市立学校の学校給食費等に関する規則（令和元年9月町田市規則第17号）第2条の2に規定する中学校に就学している生徒の給食費</u></p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>備考 世帯の収入額<u>の算定</u>及び需要額の測定は、<u>特別支援学校への就学奨励</u></p>	<p>第7 奨励費の支給方法</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる奨励費の支給方法は、教育長が別に定める。</u></p> <p>(1) 町田市立中学校に就学している生徒の体育実技用具費<u>に係る奨励費</u></p> <p>(2) 町田市立学校に就学している児童及び生徒の卒業アルバム代等<u>に係る奨励費</u></p> <p>(3) 町田市立小学校に就学している児童及び<u>町田市立武蔵岡中学校に就学している生徒の給食費に係る奨励費</u></p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>備考 世帯の収入額及び需要額<u>の算定</u>は、<u>特別支援学校への就学奨励</u>に關す</p>

に関する法律施行令第2条の規定に基づき保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領について（令和5年3月29日付け4文科初第2761号）の例により行うものとする。

別表第3（第5関係）

支給対象費目	支給対象学年	支給額	備考
略	略	略	略
体育実技用具費	中学校全学年	実支出額	<u>(1)別に定める額を限度とする。</u> <u>(2)体育実技用具を購入する場合には生徒1人につき1回、賃借する場合には同一年度において生徒1人につき1回を限度とする。ただし、転校により新たに体育実技用具が必要となった場合は、この限</u>

る法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条に規定する収入額及び需要額の例による。

別表第3（第5関係）

支給対象費目	支給対象学年	支給額	備考
略	略	略	略
体育実技用具費	中学校全学年	実支出額	<u>別に定める額を限度とし、原則として生徒1人につき1回に限る。</u>
略	略	略	略

			りでない。
略	略	略	略
保護者付添通学費	小学校及び中学校全学年	実支出額	1月につき1か月の <u>通勤用定期乗車券の額</u> に相当する額を限度とする。
脳波検査料	小学校及び中学校全学年	実支出額	<u>同一年度において2回</u> を限度とする。
略	略	略	略

保護者付添通学費	小学校及び中学校全学年	実支出額	1月につき1か月の <u>通学定期券の額</u> を限度とする。
脳波検査料	小学校及び中学校全学年	実支出額	<u>1年につき2回</u> を限度とする。
略	略	略	略

附 則

この要綱は、2024年6月28日から施行する。ただし、第7第2項第3号の改正規定（「に係る奨励費」を削る部分を除く。）は、同年9月1日から施行する。